

苫小牧工業高等専門学校特別支援委員会規程

規則第129号

制 定 令和8年9月8日

(設置)

第1条 苫小牧工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、特別な支援を必要とする学生に対する修学支援を統括するため、特別支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、特別な支援を必要とする学生に対する修学支援について審議し、関係委員会及び関係教職員と連携して必要な支援を実施することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するほか、支援に必要な業務を行う。

- 一 支援対象学生の判定及び支援方針に関すること。
 - 二 合理的配慮の内容に関すること。
 - 三 サポートチームの設置及び構成員に関すること。
 - 四 支援の実施状況の評価及び見直しに関すること。
 - 五 関係委員会及び関係部署との連携に関すること。
 - 六 その他修学支援に関して必要と認められる事項。
- 2 委員会は、前項各号に関する事項について自己点検・評価を行い、改善に向けた取組について審議する。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長（教務主事）
- 二 副校長（学生主事）
- 三 副校長（寮務主事）
- 四 学生相談室長
- 五 学生相談室員
- 六 学生課長
- 七 その他委員長が指名した者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副校長（学生主事）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、支援対象学生ごとにサポートチームの構成員を指名する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(サポートチーム)

第6条 サポートチームは、対象学生ごとに設置し、次の各号に掲げる教職員等をもって

構成する。

- 一 系長（対象学生が専攻科生の場合は専攻科長）
- 二 当該学生のクラス担任（対象学生が専攻科生の場合は副専攻科長）
- 三 学生相談室関係者（対象学生の支援内容により相談室関係者を含める必要があると判断した場合）
- 四 寮務主事（対象学生が学生寮に入寮している学生の場合）
- 五 その他委員長が必要と認めた者

（サポートチームのリーダー）

第7条 サポートチームのリーダーは、本科1年生においては総合人文科学系長または総合自然科学系長、本科2～5年生においては対象学生が所属する系の系長、専攻科生においては専攻科長とする。

- 2 リーダーは、対象学生の状況を把握し、支援の実施を統括する。

（サポートチームの業務）

第8条 サポートチームは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 関係教職員と連携した支援計画の作成及び実施
- 二 支援の実施状況の確認及び記録
- 三 学生本人及び保護者等との連絡・調整
- 四 必要に応じた外部機関との連携
- 五 修学環境の整備に関する対応
- 六 その他支援に必要な事項

（アドバイザー）

第9条 委員会にアドバイザーを置き、学生相談室カウンセラーをもって充てる。

- 2 アドバイザーは、専門的見地から委員会及びサポートチームに助言を行う。

（委員以外の出席）

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

- 2 支援対象学生の判定及び支援計画の審議に当たっては、当該学生のクラス担任及び関係系長等を出席させる。（ただし、対象学生が専攻科生の場合は副専攻科長及び専攻科長とする。）

（事務）

第11条 委員会の事務は、学生課において処理する。

（雑則）

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和8年9月8日から施行する。

- 2 この規程の制定に伴い、苫小牧工業高等専門学校発達障害等修学支援委員会規程は廃止する。